

出雲市・斐川町 合併協議会だより

Vol. **2**

平成22年(2010)
6月18日発行



めざして協議 平成23年3月の合併を 合併の方式は「編入合併」

第2回 合併協議会は、6月3日(木)に出雲市役所くにびき大ホールで開催され、5件の議案が決定されました。

このうち、合併の方式については、委員全員から発言があり、その後採決を行った結果、「斐川町の全区域を出雲市に編入する編入合併とする」ことが賛成多数で決定されました。

(詳細は2ページに掲載)



目次

第2回 合併協議会での審議結果	P2
合併協定項目と協議状況	P3
お知らせ	P4

第2回

合併協議会を開催

決定された議案

合併の方式

賛成多数で決定

出雲市と斐川町の合併は「対等な立場」、「互譲の精神」のもと協議を行い、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上をめざすものとする。

法制度上の合併の方式は、斐川町の全区域を出雲市に編入する編入合併とする。

編入合併とした主な理由

①一般的に人口や予算規模等の大きな市町の行政制度にあわせて調整をすることが、住民生活に最も影響が少なく、編入される市町もより充実した制度に合わせることでサービス向上が図られる。

②現在の出雲市は、旧2市5町での事務事業調整方針を基本的に踏襲して合併が行わ

れており現在の出雲市の各種行政制度は、斐川町にとっても方向性として大きな違いは生じないと想定される。

③新設合併に比較して合併準備事務にかかる時間及び経費を大幅に縮減でき、スムーズで効率的な新市への移行が期待できる。

④新設合併の場合における首長・議員の設置選挙経費、選出までの50日間の空白期間が生じず、住民サービスに支障が起きない。

委員からの意見

●合併の方式は、合併の目的を達成するための方法の一つであり、両市町で目的やビジョンが共有されていれば、方式の違いによつて大きな差異はないと思う。スムーズかつ速やかに協議会の成果を示すほうが建設的で、市民や町民の期待に沿うと思う。そうは言っても不安はあると思うので、各事項の詳細は十分に検討されることを期待する。

●協議会で具体的に斐川町の

皆さんが不安に思っている点や懸念について、提案もない段階で、合併方式を編入と決めることは反対。新設合併も議論のステージにあげて、もう少し時間をかけることも必要と思う。

●方式は合併の基本的なことでも、まず決めて、一つ一つ課題を解決していく方法がよい。新設合併のエネルギーを考えると、スムーズに立ち上げるためには編入がよい。

●新設合併では市長や議員を新たに選ばなければならず、出雲市民の理解が得られない。

●編入だから対等な話ができない、対等でない、ということはない。合併の方式と合併してかどうかという話とは切り離して考えるべき。

●具体的な話について対等な立場、お互いに理解して協議していくということを確認しておきたい。

●編入に抵抗があることは理解できるが、市と町の大きさ等を比べると当然今回は編入。不安を解消していくのが委員の仕事。委員の人数も同じであり対等な議論を深めていけばそんなに不安な要素はないと思う。

●方式が決まらないと議論が

先に進まない。合併方式は編入でも協議の中で話し合いは十分できる。

●編入合併としたうえで、斐川町から前向きな提案をもらい、建設的な議論をしていくほうがよい。

●斐川町の思いを斟酌しながら、議論を尽くして物事を進めることを担保するということが重要。信頼関係をいかに構築していくかが大切。

●対等な立場、互譲の精神という考え方を信頼し、委員の考えを説明して、編入合併に対する町民の理解を得たい。

●対等な話し合いで一つ一つの項目をしっかりと議論しながら進めていけば、いい形の計画ができると思う。

合併協定項目及び調整方針

全会一致で決定

合併協定項目の調整は、①一体性確保、②住民福祉向上、③負担公平、④健全な財政運営、⑤行政改革推進、の5つの基本原則を踏まえて行います。なお、具体的な調整方針としては、合併時に一元化を図るもの

と、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものに区分し、合併後一元化させるものについては、必要な経過措置を設けた上、速やかな制度の統一に向け調整していくこととなります。

なお、合併協定項目として決定された項目及び協議状況はP3のとおりです。

合併の期日

全会一致で決定

合併の期日については、平成23年3月をめざすものとし、期日の決定は、協議の進捗状況を踏まえ、改めて協議する。

新市の名称

全会一致で決定

新市の名称は、「出雲市」とする。

新市の事務所の位置

全会一致で決定

新市の事務所の位置は、出雲市今市町70番地（現出雲市役所）とする。

現在の斐川町役場については、支所とする。



合併協定項目と協議状況



(平成22年6月3日現在)

No	協 定 項 目	協 議	決 定	
1	合併の方式	第1回	第2回	
2	合併の期日	第1回	第2回	
3	新市の名称	第1回	第2回	
4	新市の事務所の位置	第1回	第2回	
5	財産及び債務の取扱い	第2回		
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	地域協議会等の設置に関すること	第2回		
9	地方税の取扱い	第2回		
10	一般職の職員の身分の取扱い			
11	特別職の身分の取扱い			
12	条例、規則等の取扱い	第2回		
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い	第2回		
15	使用料、手数料等の取扱い	第2回		
16	公共的団体等の取扱い	第2回		
17	補助金、交付金等の取扱い	第2回		
18	町、字の区域及び名称の取扱い	第2回		
19	慣行の取扱い	第2回		
20	国民健康保険事業の取扱い			
21	介護保険事業の取扱い			
22	消防団の取扱い			
23	電算システムの取扱い	第2回		
24	各種事務事業の取扱い			
	1.総合計画関係 2.広報広聴関係 3.交通政策関係 4.国内・国際交流関係 5.男女共同参画関係 6.行政改革大綱関係 7.情報公開関係 8.儀式・表彰関係 9.選挙関係	10.地域コミュニティ・行政連絡員関係 11.金融機関等の指定関係 12.窓口業務関係 13.保健事業関係 14.病院、診療所関係 15.障害者福祉関係 16.高齢者福祉関係 17.児童福祉関係	18.保育関係 19.その他の福祉関係 20.環境関係 21.人権同和関係 22.農林関係 23.水産関係 24.観光商工関係 25.生涯学習関係 26.文化・スポーツ関係	27.学校教育関係 28.建設関係 29.公営住宅関係 30.上下水道関係 31.都市計画関係 32.建築・景観関係 33.防災関係 34.新エネルギー・省エネルギー関係
25	新市基本計画関係 (財政計画含む)	策定方針	第1回	第1回
		まちづくりの基本方針	第2回	

※合併協定項目は、今後の協議により、必要に応じ、追加・削除される場合があります。

お知らせ

今後の合併協議会開催予定

第3回 合併協議会

日時／平成22年 6月29日(火) 午後3時～
会場／斐川町中央公民館(斐川町大字荘原町)3階 講義室

第4回 合併協議会

日時／平成22年 7月13日(火) 午後3時～
会場／斐川町中央公民館(斐川町大字荘原町)3階 講義室

第5回 合併協議会

日時／平成22年 7月28日(水) 午後3時～
会場／出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

第6回 合併協議会

日時／平成22年 8月11日(水) 午後3時～
会場／出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

第7回 合併協議会

日時／平成22年 8月25日(水) 午後3時～
会場／出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

※合併協議会の会議は、傍聴できます。ただし、希望者多数の場合は、抽選となります。
詳しくは事務局へお問い合わせください。

※協議会だよりは、月1回の発行予定で協議結果を中心に掲載します。なお、会議資料や
会議録はホームページでご覧いただくか、事務局へお問い合わせください。

URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

出雲市・斐川町合併協議会

検索